平成２７年（フ）第２６０号
高知市潮見台２丁目1003番地
破産者　宮地　　平
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９１号
北九州市八幡東区大蔵１丁目１番21―609号
破産者　島田　典貴
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６７号
北九州市戸畑区小芝１丁目６番21号
破産者　坂井大三郎
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５９２号
熊本市西区田崎本町６番５号
破産者　上田　啓児
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５９３号
熊本市西区田崎１丁目３番45―１号　プリムローズ105号、開始決定時の住所熊本市西区田崎本町６番７号
破産者　上田　信也
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５１号
宮崎市大塚町時宗1692番地２　ＫＹＯＷＡコーポ103号、開始決定時の住所宮崎市源藤町堤下646番地１
破産者　三谷　　太
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９３号
宮崎市新別府町江田原16番地１　ニューフウスイ２―Ａ号、前住所福岡市東区香椎駅前２丁目14番５号
破産者　春木　光義
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１４号
鹿児島県出水市大野原町430番地　コーポエミＢ棟１号
破産者　大迫美知子
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
静岡県富士市増川新町101番地
破産者　宮下　　稔
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３４７号
北九州市八幡西区田町１丁目２番１号　リーミレェジュ黒崎102号、開始決定時の住所北九州市若松区大字蟹住856番地33　市営住宅３棟206号
破産者　仲村和美(開始決定時の氏名中村和美)
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４号
秋田県大仙市刈和野字上ノ台荒屋敷72番地９
破産者　住まいるとみつかこと　冨塚　彰子
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第１７号
秋田県仙北市角館町白岩上西野87番地13　養護老人ホーム角館寿楽荘
破産者　上山　　正
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第５０号
群馬県太田市新田木崎町1255番地66　ファーストハイツ木崎202号、前住所埼玉県児玉郡上里町大字五明233番地２
破産者　橋本　正樹
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第７４号
富山県高岡市末広町13番23号、開始決定時の住所富山県高岡市鴨島町43番地
破産者　中山　豊和
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１１３号
岐阜市菅原町２丁目２番地　（ロイヤル菅原５号室）
破産者　川田　隆子
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第８９２号
名古屋市昭和区菊園町１丁目６番地　パロスバーデス205号、従前の住所名古屋市瑞穂区彌富通３丁目12番地　グランドール瑞天701号
破産者　米川　敦子（旧姓島田・武藤）
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７００号
愛知県尾張旭市東大久手町３丁目７番地４
破産者　大寺　敏夫
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部